

十住毘婆沙論考（十）

藤 谷 大 圓

五戒品第十五である。第十二品以来、財施法施を強調したが、いま五戒品でも財施法施無畏施を總説として述べる。ところで、この總説では、今迄と異り自利を捨てて利他を行ぜよと云う。そこで、入初地品の第十三偈などを引き、自利を

捨てて他利を行すれば後に憂悔を生ずるし、また、それをもつて智者と自認すれば、それは世間では第一の痴者なり、と云う仏説ありと詰問する。これに対し、出世間では利他即自利だ、と答える。思うに、第三品の初地の相を一言で云えば、我執・我所執の調伏せられた出世間の位態であつた。それが易行道では、第十二品初偈で我執の調伏を、同品第二偈以下第十三品での布施・廻向で我所執の調伏を行証したことが知られるのであつた。続く前回の三宝帰依では、種々相の帰三宝が説かれたが、その種々相から推して、三宝は互具互融であり、また、主として「念真仏」の所述からすると、帰依三宝は却つて空性真如の易行道行者への等流と云えると思う。⁽³⁾かくて、帰命相品は二執調伏の總括と思う。それ故、五

戒品では二執の調伏せられた出世間の菩薩（在家を主とする易行道行者）にあつては、利他こそが大乗菩薩道のすべてとなつたのである。

そこで、先の總説に対する各説の第一は、対人関係での財施・無畏施を説き、第二に対環境関係では、世俗は苦無常、悪などのために苦悩している、と世俗の現実相を確め、その世俗における仏道として第三に、自戒即他利の五戒を説く。従つて、自戒のみと思える飲酒戒では、他人に飲酒を認めることを方便として、遂には教化すべしと利他を勧める。五戒はこれで終るのだが、論は更に、第四に、在家の菩薩はこの五戒を堅牢に生活すると共に、更に他人に対し応病与藥的説法の善業を修せよと、三種の具体的例を挙げる。(1)一般人や山野に修行する人達、特に不信、不恭敬、少聞、慳貪、瞋恚、懈怠、乱意、愚痴の凡愚に対し夫々適応して教化せよ。(2)富者、国王であつても何か欠亡あれば給足せよ。(3)菩薩に種々の悪事を働く悪人あり、それに対し嫌うてはならない

し、次のような念をもつてもいけない。即ち、何人と雖も誰か能くこれら惡を調伏し、教化することができようか、誰か能く……^③……できるであろうか、と考えたり、また、私は仏道の志〔自利〕を止めてこの惡人と事を共にするようなことはいたすまい、戒律を捨ててこの惡人と事を共にするようなことはすまい、この惡人と和合すまい、これは惡人中の惡人であるから、いかに尽しても感謝の念などあり得ない〔などの念いをもつてはならない〕。菩薩は衆生の罪惡の除き難きを知れば、返つて次の如き念いをなすべきである。即ち、このような惡人は全体の中の少人数と云うわけではない。故に私が信樂している教の如くに安住せしめよう。そのために私は億倍の努力をして導くための大力を得て、能く教化しよう。これらは惡人中の惡人である。自分の惡に目覺め難い衆生には大醫王の如く僅かの因縁を方便として遂にはこの重病を治そうと思つて憐み、大悲心をもつて最重病なる煩惱重き者を治さねばならないと念え。その理由は、もし菩薩が住む処の諂曲重惡の衆生を開化できないで惡道に墮せしめるならば、十方現在の諸仏から呵責せられるからである。と。以上五戒品の要約であるが、その特色は、(1)易行道行者が二執を調伏し、従つて縁起・空性の道理を体得したので、漸く序品に目ざした共利を実践する心構えとなつたこと(2)その利他の対象は惡人中の惡人であること。それは一仏乘の爲態で、また、

竜樹の意圖する三宝の永續態である。(3)後半の余の善業は、普賢十大願の第九「恒順衆生願」に相応すると思う。

次は和家庭過患品第十六である。前品の各説第二の對環境で、家庭の現實相を見たが、今はその家庭生活が仏道にとつての過患を詳説する。家自体過患の所住処であることについて十項、住者の三業等の惡業について五項、家に住むことによる過患や三毒、五分法身を障えるについて十二項、家族の過患について二十六項を挙げ、この故に布施、持戒して諸根を摂め、互いに心が溶けあつて歎び樂しむ者同志親しむべきである、と云う。そして、もし托鉢僧を見れば、五の三想を生ずべし、と述べて、托鉢僧の勝所十五点を挙げ、それによつて自利を成ずべしと勧める。更にまた、財や教法を求むる者あらば、福田が自然に与えられた、これによつて私は六度を行ずることができると考へて大いに喜べ、と云う。つまり、布施によつて自身の六度が行ぜしめられるのであるから、能施者たる自分は所施者に対し大いに感動するのであるから、それは布施における能所転換の論理である。布施波羅蜜である。この論理は、次下に、物を家におくは却つて不安であるなどマイナスであるに對し、人に施せばプラスとなる事例を挙げていることによつて能く解る。

次は妻子眷族についてである。五戒品第六偈の下では、妻子、居家、眷族に對しては地獄、牢獄、獄卒の想をなせと述

べたが、今はそれらを幻化と観ずべしと云うのであるから、両者の間には方便説から実相説、情有から空性への進展が見られる。妻子眷族が幻化なれば自身も亦そうである。故に無実体であり、能所は決められない。畢竟、互いに我も我所も無いのである。ただ、互いに銘銘の「過去世の」活動である業の果報によつて好悪様々となつていただけである。故に、父母妻子などのためにも些かの悪業をも造つてはならないと。

次は妻に対し三の三想を生ぜよと云つて、妻に対し無常、世俗の伴、不浄、三毒……など三十二類の三想を挙げ、これを要約して、一切臭惡不浄の想、一切衰濁の想、一切不善根の想なる故、それ故に出家すべし、もし出家できないならば、妻において諸の悪業を起すべからずと。

次は子について。もし我が子のみの偏愛心であるならば、菩提心ある菩薩には平等の愛があるが、私に平等の愛の無いのはそれは菩提心が無しと云うことである、と知つて偏愛の心を起してはならない。しかし、もし偏愛の心生ずれば、(一)子は私の賊となつてゐる。私は平等の慈悲を説いて不等を破られる。それは、私の愛は愛心が重厚であるからである(二)また、子は害となつてゐる。我が子に対し偏愛あるが故に諸の善根を破り、正智を失つてゐる。(三)私はこの子への偏愛のためには仏道とは逆の道を進んでゐる。と、以上の如く考えて、

諸の衆生に平等の慈悲を実行せよ。我が子と云うも、互いにその来る処去る処を知らず、我が所有に非ず、何をもつて理由無き偏愛のきづなを為さんや、と思え。一切の衆生は無始流転において互いに親となり、子となつていて、我が子、他人の子の区別は無い。それ故、憎愛の心があつてはならない。もし憎愛の心あれば諸法平等の想に通達することができない。もし高下差別の心ある者は死して正法が行われていない場所に生れ、平等なる正行を行ずる者は正法の行じられてゐる場所に生れる。それ故に、衆生に対し平等を行じて平等智を得なければならぬ。

以上、家庭生活は確に仏道修行の過患ではあるが、しかし、それ故にこそ我執我所執の実態に眼覚め確認し得るのであろう。その点から云うと、家庭生活こそ菩薩行にとつて、最も身近な、また最良の所縁であり、行境であり、平等智を得るための逆縁と云うことができると思う。なお、この知家過患品によつても、また、竜樹の意図する三宝のまさしき相續者は在家にあるようである。註は省く。

(寺院住職)